



## 令和元年度確定申告のお知らせ ～スマホではじめるスマート申告～

▶問い合わせ 観音寺税務署 ☎25-2191

市では、互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、市民一人ひとりが自分らしく生きられるまちづくりを進めています。その取り組みの一環として、1月1日から、性の多様性に配慮した「三豊市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

**三豊市パートナーシップ宣誓制度とは？**  
お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを宣誓した\*性的マイノリティのカップルに対し、市が2人の関係を証明するものです。

この制度には、法的な効力はなく、海外で認められている同性婚とは異なります。

**対象要件**  
次の①～④全てに該当していること  
①双方が民法第4条に定める成年に達していること  
②住所について、次のいずれかに該当していること  
・双方が本市に住所を有している、または本市への転入を予定していること  
・一方が本市に住所を有し、他の一方が本市への転入を予定していること  
③双方に配偶者や他のパートナーがいないこと  
④当事者同士が近親者でないこと（養子縁組をしている場合を除く）

**point**  
・一方または双方が性的マイノリティの人であれば宣誓の対象となります。  
・宣誓にあたり、通称名の使用が可能です。

**観音寺税務署での確定申告は2月17日(月)からです**  
確定申告会場設置期間  
2月17日(月)～3月16日(月)  
※土日、祝日を除く  
受付時間 午前8時30分～午後4時  
※混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。  
※相談時間は、午前9時からです。  
2月17日(月)以前は申告会場を設けておりません。なお、自宅などで作成した申告書は、2月17日以前でも提出できます。

税務署では、ご自身でパソコンを操作して申告をしていただけますが、パソコンの台数に限りがありますので、期間中は大変混雑し、長時間(3時間以上)お待ちいただくことがあります。自宅で作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

**はじめよう！  
スマートフォンで確定申告**

マイナンバーカードやICカードリーダーライタをお持ちでない人でも、スマートフォンなどで所得税の確定申告書が作成できます！  
ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)の発行が必要です。発行を希望する人は、運転免許証などの本人確認書類を持って、事前に観音寺税務署にお越しください。



## 三豊市パートナーシップ宣誓制度がスタートしました！

▶申し込み・問い合わせ 人権課 ☎73-3008



市では、互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、市民一人ひとりが自分らしく生きられるまちづくりを進めています。その取り組みの一環として、1月1日から、性の多様性に配慮した「三豊市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

**三豊市パートナーシップ宣誓制度とは？**  
お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行うことを宣誓した\*性的マイノリティのカップルに対し、市が2人の関係を証明するものです。

この制度には、法的な効力はなく、海外で認められている同性婚とは異なります。

**対象要件**  
次の①～④全てに該当していること  
①双方が民法第4条に定める成年に達していること  
②住所について、次のいずれかに該当していること  
・双方が本市に住所を有している、または本市への転入を予定していること  
・一方が本市に住所を有し、他の一方が本市への転入を予定していること  
③双方に配偶者や他のパートナーがいないこと  
④当事者同士が近親者でないこと（養子縁組をしている場合を除く）

**point**  
・一方または双方が性的マイノリティの人であれば宣誓の対象となります。  
・宣誓にあたり、通称名の使用が可能です。

**パートナーシップ宣誓制度 手続きの流れ**

- ① 電話またはメールで、人権課へ予約(平日8時30分～午後5時15分) ☎73-3008  
メール jinken@city.mitoyo.lg.jp
- ② 宣誓の日時や必要書類の確認をします。
- ③ 申請(パートナーシップ宣誓)必ずパートナーと2人でお越しください。パートナーシップ宣誓書に自ら記入してください。(代筆を認める場合があります) 必要書類をお持ちください。  
・住民票の写し  
・三豊市に転入予定の場合は、その事実が確認できる書類  
・独身であることの証明書  
・本人確認書類  
・(官公署が発行した個人番号カード・旅券・運転免許証など、顔写真が添付された証明書のいずれか)
- ④ パートナーシップ宣誓 証明書および 宣誓証明カードの交付

※性的マイノリティとは、同性が好きな人や同性も異性も好きな人、または自分の性に違和感を覚える人たちのこと。

▲宣誓証明カード

## おめでとうございます

令和元年度「税に関する高校生の作文」受賞者

- 高松国税局長賞**  
高瀬高等学校1年 安藤美楓
- 観音寺税務署長賞**  
高瀬高等学校1年 西内真白

令和元年度 租税教育推進校等税務署長賞  
大見小学校

スマートフォンで確定申告ができますよ！



●1月から、スマートフォンで申告する場合に表示される「スマホ専用画面」の利用対象範囲が大幅に拡大されています。2カ所以上の給与所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人も利用できるようになります。

●1月以降も引き続き、従来の方式でe-Taxによる申告書の送信ができます。



## 飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

犬や猫のむやみな繁殖の防止と殺処分の減少を図るため、飼い犬または飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。

**要件**  
次の①～⑤全てに該当していること  
①市内に住所を有し、かつ市内で犬または猫を飼っていること  
②県内の動物病院で平成31年4月以降に不妊・去勢手術を受けていること  
③犬の場合は、登録済みで補助金の申請をする日以前1年以内に狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けていること  
④市税を滞納していないこと  
⑤手術の終了した日の属する年度内の申請であること(3月末までに申請してください)

※第一種動物取扱業者が営利目的で飼養している場合は対象外です。

**補助金額**  
犬または猫1匹につき、3千円(当該年度において、1世帯につき、犬または猫のいずれか1匹まで)

**手続きに必要なもの**  
・領収書(不妊・去勢手術費であることとを証明するもので、手術日の記載があるもの)  
・印鑑  
・申請する人の通帳  
・犬の場合、登録番号および狂犬病予防注射済票番号  
※補助金交付申請書などの様式は、環境衛生課または各支所の窓口にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。



## NPO法人まちづくり推進隊のアンケート調査にご協力ください

▶問い合わせ 各まちづくり推進隊へお問い合わせください

地域コミュニティ活性化のために活動する「まちづくり推進隊」として、市民の皆さんからのご意見やご提案をお願いするアンケートを実施します。アンケートは今月号の広報紙と一緒に配布しています。皆さんのご協力をお願いします。皆さま

**問い合わせ**  
まちづくり推進隊高瀬 ☎73-3410  
まちづくり推進隊山本 ☎63-1501  
まちづくり推進隊中山 ☎73-6228  
まちづくり推進隊豊中 ☎62-5210  
まちづくり推進隊詫間 ☎83-3639  
まちづくり推進隊仁尾 ☎82-5207  
まちづくり推進隊財田 ☎67-3790



## 本人通知制度に登録しましょう

▶申し込み・問い合わせ 市民課 ☎73-3005

「本人通知制度」とは、「あなた」の戸籍や住民票を「あなた以外」の人に交付したとき、交付した事実を「あなた」にお知らせする制度です。登録することで、不正取得を抑制することができます。

**対象** 市の住民基本台帳や戸籍に記載されている人(過去にあった人も含む)

**適用期間** 無期限

**通知方法** 本人の代理人や第三者に交付した事実を郵送により本人に通知します。

※交付請求者の氏名、住所は通知しません。

**申し込み** 市民課、各支所  
平日の午前8時30分～午後5時  
※運転免許証など、本人確認ができるものをお持ちください。